

令和4年11月15日（令和4(2022)年度第26号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 「こどもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底について」（厚生労働省、文部科学省、内閣府）
- 令和4年度第2次補正予算案における保育関係予算の概要

■ 「こどもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底について」（厚生労働省、文部科学省、内閣府）

令和4年11月14日、厚生労働省、文部科学省、内閣府の連名にて、事務連絡「こどもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底について」が発出されました。

安全管理の徹底に関しては、本ニュース No.24 でお知らせしているとおり、『バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」』が取りまとめられています。

本事務連絡は、上記緊急対策のとりまとめ後においても、送迎用バスにおける置き去り事案が発生していることや、11月12日には大阪府岸和田市において、保育所を利用する保護者の車に置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生していることを受け、子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報共有の徹底を図るものです。

子どもの安全管理の徹底においてはバス送迎の有無に関わらず、各保育所・認定子ども園等が改めて自園の状況を見直すことが重要であり、以下の事務連絡の内容等についてご確認をお願いします。

（事務連絡より抜粋）

- 1 こどもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報については、バスによる送迎を行うこどもかどうかにかかわらず、（中略）保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底していただきたいこと。

なお、参考2のとおり、11月8日に閣議決定された令和4年度第2次補正予算案において、こどもの登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での

確認・共有を支援するための登園管理システムの導入支援を含む「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進のための所要の経費を計上している。予算が成立した際には、積極的にご活用いただきたいこと。

- 2 10月12日に発出した「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」においても、「同乗職員は、バスから降りたこどもの数を数え、全員が降りたことを確認した」かどうかを含むチェックシートや、「送迎用バスの運行を外部業者に委託している場合は、園で運行する場合と同様の安全管理体制を敷いているか確認している」ことを含めた「安全管理の体制づくり」などを含めて示しており、こうしたものを改めて確認し、安全管理を徹底いただきたいこと。
- 3 こどもの通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、こどもの乗降車の際に点呼等の方法により必ず所在を確認することについて、今後、関係府省令等を改正して法令上も義務付ける予定だが、こうしたことは法令の規定の有無にかかわらず、本来行われるべきものであり、改正前であっても徹底していただきたいこと。
- 4 送迎用の自動車を運行する場合は、今後、関係府省令等を改正して、当該自動車にブザーその他の車内のこどもの見落としを防止する装置を装備することを義務付ける予定だが、当該装備を備えていなくても、例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方にこどもの所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、こどもが降車した後に運転者等が車内の確認を怠ることがないようにするための措置を講じて、降車の際のこどもの所在確認について、徹底していただきたいこと。
- 5 けがなどの事故には至らなかったが、事故につながりかねない危険な状況、いわゆるヒヤリ・ハット事案が発生した場合には、施設内で事案の報告と改善策の共有を行い、事故の予防を図っていただきたいこと。また、他の施設で発生したいわゆるヒヤリ・ハット事案を知った場合も、自らの施設で同種の事案が発生しないか改めて施設内で議論するなど、事故防止につなげるよう努めていただきたいこと。
- 6 バス送迎以外についても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月）や「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）等を踏まえ、安全管理に遺漏のないよう適切に取り組みいただきたいこと。

本件に関する詳細は別添1を、上記1に記載の「第2次補正予算案」については本ニュース2件目の記事および別添2をご参照ください。

■ 令和4年度第2次補正予算案における保育関係予算の概要

令和4年11月8日、令和4年度第2次補正予算案が閣議決定されました。同日、保育関係の概要も公表されており、本号にて、詳細についてお知らせします（下記とあわせて別添資料「2」もご確認ください）。

【保育関係予算の主な内容】

1. 「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進……………234 億円
(うち厚生労働省子ども家庭局分 122 億円)
2. 保育の受け皿整備等……………442 億円
3. 新型コロナウイルス支援……………56 億円

1. 「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進(総額 234 億円)

⇒ 本ニュース No.24・25 にて、お伝えしている「こどものバス送迎・安全徹底プラン～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～」に基づき、送迎用バスの安全装置改修等への支援等を内容とする「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進に向け、内閣府・文部科学省・厚生労働省予算であわせて 234 億円が計上されました（うち厚生労働省子ども家庭局分 122 億円）。

2. 保育の受け皿整備等

● 保育環境改善等事業(43 億円)【スライド 2・3】

⇒ 安全対策事業に新たに「送迎用バスへの置き去り防止のためのブザーの設置等に必要な経費」、「ICT を活用した子ども見守りサービス（GPS や Bluetooth を活用したシステムなど）などの安全対策に資する機器等を導入するための経費」が創設されました。

● 保育所等における ICT 化推進等事業(91 億円)【スライド 4・5】

⇒ 令和4年度予算執行調査により、下記の課題が明らかとなりました。

- ・ 業務負担軽減につながらない機器の導入が補助要件となっている可能性があることから、本補助金の支援対象となるシステムの要件の緩和を検討すべき。
- ・ ICT の利活用による生産性向上の支援の目的は、保育所の経営支援ではなく、保育の質の向上や保育士の処遇改善であると考えられることから、費用の節減は保育士等の処遇等に還元されるべき。例えば、保育士等の処遇改善を補助要件とする、ないし加点要素とすることで優先採択する仕組みなどを検討すべき。

⇒ この結果を踏まえ、現行では下記 3 機能全てを一体的に備えるシステムの導入が補助要件となっていますが、3 機能のうち必要な機能のみを選択して導入する場合も補助対象となるよう要件が緩和されました。

【システム導入の補助要件とされている機能】

- ① 保育に関する計画・記録
- ② 園児の登園・降園の管理
- ③ 保護者との連絡

- ⇒ また、補助金の申請時に「業務の効率化により費用の縮減効果が生じた場合には保育士の処遇等（賃金の改善のみならず、職場環境の改善などを含む）に充てることとし、その旨を保育士等に周知する」旨を申し出た施設を優先的に採択するとしています。
- ⇒ さらには、システム導入による効果の把握を行うため、「残業時間の縮減」「職員同士の話し合いの時間が増えた」「子どもに直接対応する時間が増えた」といった保育の質に関する指標について施設から報告を求め、結果の取りまとめ・公表を行うこととし、さらに各施設においても、ICT化の取り組みや導入効果について保護者等に積極的に発信するよう促すとしています。

「保育所等におけるICT化推進等事業」の見直しについて

1 補助要件

- 令和4年度予算執行調査の結果を踏まえ、①保育に関する計画・記録、②園児の登園・降園の管理、③保護者との連絡の3つの機能全てを一体的に備えたシステムの導入との現行の要件を緩和する。
【現行】：①～③の3機能全てを一体的に備えるシステムの導入が補助要件
【見直し後】：3機能のうち必要な機能のみを選択して導入する場合も補助対象とする
- 補助金の申請時に「業務の効率化により費用の縮減効果が生じた場合は保育士の処遇等（賃金の改善のみならず、職場環境の改善などを含む）に充てることとし、その旨を保育士等に周知する」旨を申し出た施設を優先的に採択することとする。
- 適切な登降園管理が行われるよう、「②園児の登園・降園の管理」を導入する場合は、各施設で作成する安全計画等に登降園管理システムの活用について明記することを要件とする。
- システム導入による効果の把握を行うため、システム業者の名称やその内容のほか「残業時間の縮減」「職員同士の話し合いの時間が増えた」「子どもに直接対応する時間が増えた」といった保育の質に関する指標について施設から報告を求め、結果の取りまとめ・公表を行うこととする。さらに各施設においても、ICT化の取り組みや導入効果について保護者等に積極的に発信するよう促す。

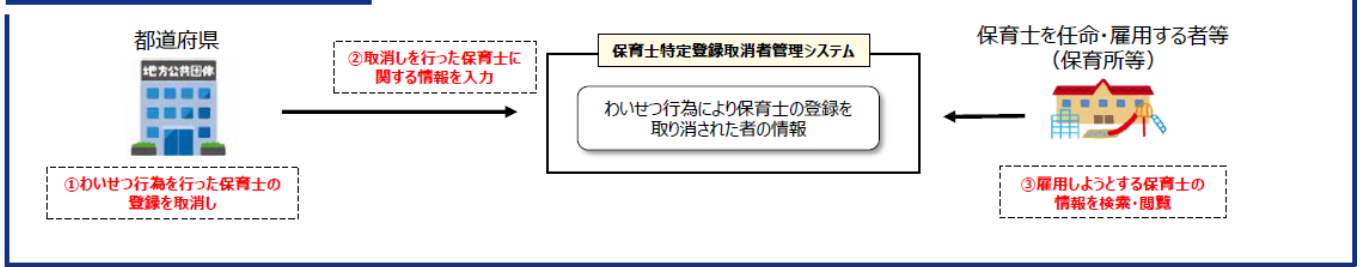
2 補助基準額

- 導入する機能の数に応じた補助基準額とする ※導入する機能の数・端末購入等の有無に関わらず1施設1回限り
 - ・ 1機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
 - ・ 2機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）
 - ・ 3機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：100万円）

● 保育士特定登録取消者管理システムの構築(76 百万円)【スライド 9】

- ⇒ 本ニュース No.5 でお伝えしているとおり、改正児童福祉法で、児童をわいせつ行為から守る環境整備として、児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うこととされています（令和5年4月1日より施行）。
- ⇒ わいせつ行為を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報が登録されたデータベースの整備し、わいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みの構築のため7,600万円が計上されました。

2 事業の概要・スキーム



3. 新型コロナウイルス感染症に係る保育所等に対する事業継続支援事業(56 億円)【スライド 10】

- ⇒ 本事業は、保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費について補助を行うものです（新規事業）。
- ⇒ なお、本事業の創設にあたり、既存の「新型コロナウイルス感染症対策支援事業」は終了となります。
- ⇒ 詳細は追って示される予定です。

新型コロナウイルス感染症に係る保育所等に対する事業継続支援事業

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和4年度第2次補正予算案 56億円

1 事業の目的

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費について補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】 新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費の補助

(具体的な内容)
職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇った場合の賃金、マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等

※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

【対象施設等】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【補助基準額】

1 施設当たり	
(1) 定員※ 19人以下	300千円以内
(2) 定員※ 20人以上59人以下	400千円以内
(3) 定員※ 60人以上	500千円以内
(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業	300千円以内
※ 認可の居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数	

【補助割合】 国：1/2、市区町村等：1/2

なお、保育関係予算の資料のなかには含まれていませんが、今回の補正予算案では「出産・子育て応援交付金」（1,267 億円）が創設されています。既に報道されているとおり、この交付金により、妊娠届出や出産届出を行った家庭に対して計 10 万円の経済的支援が実施されます。経済的支援は事業の一部となり、妊娠届出時から特に 0 歳から 2 歳の低年齢

期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の伴走型相談支援の充実を一体的に図る事業となります。市町村が実施主体となりますが、保育所・認定こども園等も、伴走型相談支援のなかで役割を果たすことが考えられるため、ご地元の市町村の取り組みを注視してください。

【〇妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施】

子ども家庭局総務課
少子化総合対策室
(内線4822、4826)

施策名: 出産・子育て応援交付金の創設 令和4年度第二次補正予算案 1,267億円

① 施策の目的

- ・核家族化、地域とのつながりの希薄化により、孤立感、不安感を抱く妊婦・子育て家庭が少ない
- ・全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ伴走型相談支援を推進
- ・伴走型相談支援の実効性をより高めるため、経済的支援を一体的に実施

③ 施策の概要

市区町村の創意工夫により、妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に対し、出産・育児等の見通しを寄り添って立てるための面談や継続的な情報発信等により必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する交付金を創設

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】市区町村 【対象者等】妊婦・子育て家庭 【補助割合】国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

妊娠期
(妊娠8~10週前後)

面談
(※1)

妊娠期
(妊娠32~34週前後)

面談
(※2)

出産・産後

面談
(※3)

産後の育児期

随時の子育て関連イベント等の情報発信・相談受付対応の継続実施(※4)

※ 継続的に実施

【実施主体】子育て世代包括支援センター(市町村)
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

→

伴走型相談支援

→

(※2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、マッチ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

(※1) 子育てガイドを一緒に指し確認。出産までの見通しを寄り添って立てる等

(※2) 夫の育児取得の推奨、両親学級等の紹介。産後サービス利用を一緒に検討・提案等

身近で相談に応じ、必要な支援メニューにつなぐ

・ ニーズに応じた支援(両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)

・ 妊娠届出時(5万円相当)・出生届出時(5万円相当)の経済的支援

(※3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育児給付や保育園入園手続きの紹介等

《経済的支援の対象者》令和4年4月以降の出産 ⇒ 10万円相当

《経済的支援の実施方法》 出産育児関連用品の購入費助成、サービス等の利用負担軽減等
※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本交付金を活用した伴走型相談支援により、出産・育児等の見通しが立ち、妊婦等の孤立感・不安感が軽減されるとともに、経済的支援と組み合わせた形で実施することで、必要な支援メニューが子育て家庭に確実に届く。また、本事業を通じて優良事例を収集することで、妊娠・出産・育児を通じた切れ目ない包括的支援の提供体制や具体的な制度設計が進み、包摂社会の実現につながる。